



平成25年3月4日

各 位

会 社 名 コーエーテックモホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 襟 川 陽 一  
(コード番号 3635 東証第一部)  
問合せ先 専務執行役員CF0 浅 野 健 二 郎  
(TEL 045-562-8111)

## 子会社における株式買取請求に関する差戻し後の東京高等裁判所の価格決定のお知らせ

平成25年2月28日、東京高等裁判所において、当社の完全子会社である株式会社コーエーテックモゲームス（平成22年4月1日以前はテクモ株式会社。以下「KTゲームス」といいます。）に対する株式買取請求に関する価格決定申立事件について、以下のとおり、買取価格を1株当たり691円とする決定がなされましたので、お知らせいたします。

### 1. 今回の決定に至った経緯

平成23年3月2日付の当社プレスリリース「子会社における株式買取請求に関する東京高等裁判所の価格決定のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成21年4月1日を効力発生日とする当社の設立に係る共同株式移転について、かかる共同株式移転に反対するロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー（ケイマン） リミテッド（以下「本株主」といいます。）は、KTゲームスに対して、会社法第806条第1項に基づく同社株式3,890,700株の買取りを請求し、当該買取請求に係る買取価格の決定を、同年5月25日付で東京地方裁判所に対して申し立てました（以下「本件価格決定申立事件」といいます。）。同裁判所が、平成22年3月31日付で、本件価格決定申立事件に係る買取価格を1株当たり747円とする決定をしたことに対して、KTゲームス及び本株主は、同日付で東京高等裁判所に即時抗告の申立てをそれぞれ行いましたが、同高裁において、平成23年3月1日付でKTゲームス及び本株主による即時抗告をいずれも棄却する決定がなされました。

これに対し、平成24年3月2日付当社プレスリリース「子会社における株式買取請求に関する最高裁判所の決定のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成24年2月29日、最高裁判所において当社及び本株主の抗告がいずれも認められ、上記の高裁決定を破棄し、本件価格決定申立事件を東京高等裁判所に差し戻す旨の決定がなされました。

### 2. 決定の内容

上記のとおり、平成25年2月28日、差戻し後の東京高等裁判所において、本件価格決定申立事件に係る買取価格を1株当たり691円とする決定がなされました。差戻審において、KTゲームスは、1株当たりの買取価格を691円とすべきである旨主張しており、差戻審の決定は、KTゲームスの主張が全面的に認められたものです。

### 3. 今後の見通し

上記の差戻審の決定に伴う当社連結業績への影響は軽微と見込んでおります。

以 上